

2019年5月29日

2018年度スチュワードシップ活動に関する自己評価について

アセットマネジメントOne株式会社（東京都千代田区、取締役社長 菅野暁、以下「AM-One」）は、2018年度のスチュワードシップ・コードの原則・指針毎に自己評価（振り返り）を実施しました。AM-Oneは投資先企業の持続的な成長と企業価値向上を促すことを通じ、お客様の中長期的な投資リターンの拡大を図るべく、積極的にスチュワードシップ活動を実施しています。具体的な取組み内容は、以下の通りです。なお、スチュワードシップに関する活動の内容および自己評価につきましては、経営政策委員会として設置している「責任投資委員会」において妥当性の確認を実施しています。

< 主な取組み内容 >

2018年度は、投資先企業を含む産業界はもとより、広く官公庁や大学研究者等産学官全てにエンゲージメント活動のフィールドを拡大し、広い意味でのインベストメント・チェーンの有機的な連携を通じたESGの普及促進、気候変動など注目度の高い社会課題やガバナンス・コードの改定内容を意識したエンゲージメント活動等を重点的に実施しました。

【スチュワードシップ活動に関する自己評価】(要約)

原則	自己評価（2018年度）
1 スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針の策定と公表	<p>アセットマネジメントOneは、スチュワードシップ責任を適切に果たすことが、日本の経済・社会に豊かな実りをもたらすと確信しており、日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針（2017年6月改定、全原則にコンプライするとともに、全指針に対する取組方針を策定し当社ウェブサイトに公表）に基づく活動を実施しております。</p> <p>< 本年度の取組み ></p> <p>【改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応】 スチュワードシップ・コードとともに企業価値向上の両輪をなすコーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、改訂項目をより重視したエンゲージメントを実施するとともに、議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準を改定しました。</p> <p>【ESGの普及と促進に向けた取組み】 投資先企業を含む産業界はもとより、広く官公庁や大学研究者等産学官全てにエンゲージメント活動のフィールドを拡大し、広い意味でのインベストメント・チェーンの有機的な連携を通じたESGの普及と促進のための働きかけを強化しました。</p> <p>【UKスチュワードシップ・コードの受入れ表明】 当社のスチュワードシップ活動に関する方針をグローバルに訴求するため、UKスチュワードシップ・コードの受入れを表明しました。当社のスチュワードシップ取組方針書（Code statement）は、英国財務報告評議会（FRC）より最上位（Tier1）の評価を得ております。</p> <p>【TCFDへの賛同表明】 エンゲージメント活動の重要なテーマの一つである気候変動に対する当社自体の取組みを対外的に示すため、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース：効率的な気候関連財務情報開示を企業等へ促す取組み）への賛同を表明しました。</p> <p>< 今後の課題 ></p> <p>社会の要請や外部環境の変化を注視しながら、引き続き企業価値向上に資する方針変更が実施できる体制の維持・強化に努めてまいります。</p>

原則	自己評価（2018年度）
2 利益相反管理の明確な方針の策定と公表	<p>スチュワードシップ活動に際しては、お客さまの利益を第一としており、スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使においては、全議案について、議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準に基づいて実施しております。議決権行使に関する情報遮断や、コンプライアンス担当部署によるモニタリングなど、社内規定に則り、厳格に利益相反を管理しております（利益相反管理方針の概要は当社ウェブサイト公表）。</p> <p><本年度の取組み> 【議決権行使の実施状況】 全議案、「議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準」に基づいて実施しました。 【親会社等の議案判断】 独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を行いました。 【経営陣の取組み姿勢】 利益相反のおそれがある取引の管理徹底を推進しております。</p> <p><今後の課題> 利益相反管理方針の役職員への徹底および厳格な運営、コンプライアンス担当部署によるモニタリングを継続してまいります。</p>
3 投資先企業の状況の的確な把握	<p>当社では、高い専門性と豊富な経験を有するアナリストを配置し、株式市場全体の底上げを目的とするパッシブ運用、リターン拡大を目的とするアクティブ運用それぞれの視点から、投資先企業が抱える課題を類型化（企業戦略、業績、資本構造、ガバナンス、社会・環境、その他不祥事）し把握しております。また、パッシブ運用、アクティブ運用それぞれの視点から選定したエンゲージメント重点企業については、事前に設定した課題に対し、改善度合いの進捗状況についてマイルストーン管理を行い、四半期毎に責任投資委員会に報告し、取組みの実効性を確認しております。</p> <p><本年度の取組み> 【ESG課題の把握力強化】 投資先企業を含む産業界はもとより、広く官公庁や大学研究者等産官学全てにエンゲージメント活動のフィールドを拡大し、広い意味でのインベストメント・チェーンの有機的な連携を通じESG課題の把握に努めました。また、独自の「ESG対話用スコア」（株価との運動性の高いESG項目について情報開示内容をスコア化）に加え、外部ESG評価機関の情報源を増やし有効に活用しました。 【ESG課題の細分化/明確化】 ESGに対する社会的関心・要請が一層具体化してきたことを受け、改めて独自の視点からESG課題を刷新し（19課題に細分化）、投資先企業毎の「問題意識（課題）」「目指す企業行動」「目指すゴール」をより明確にしました。 【不祥事発生企業への対応】 投資先企業で不祥事が発生した場合には、責任投資部の議決権行使担当者・ESGアナリストと運用部門のアナリスト・ファンドマネージャーの連携を特に密にし、問題の所在並びに株主価値への影響等早期把握に努めました。 【マイルストーン管理の細分化/明確化】 パッシブ運用では、エンゲージメント活動の進捗や成果をより適切に把握・管理することを目的に、マイルストーン管理を従来の5段階から8段階へ細分化し、併せてマイルストーン管理ツールの高度化も図りました。</p> <p><今後の課題> 社会の要請や外部環境の変化を注視しながら、引き続き投資先企業の抱える課題の適切な把握・管理の高度化に努めてまいります。</p>
4 投資先企業との認識の共有と問題の改善	<p>当社では、投資先企業が抱える課題を事前に調査・分析し、エンゲージメントを通じた認識の共有を図っております。特に、企業価値向上とその持続的な成長の基盤となるESGに関しては、当社のESGに対する考え方を伝え、投資先企業のESG課題を資料にして提示することにより、認識の共有を強固なものとし、課題解決に向けたエンゲージメントを実施しております。</p> <p><本年度の取組み> 【波及効果の拡大】 投資先企業を含む産業界はもとより、広く官公庁や大学研究者等産官学全てへのエンゲージメント活動のフィールド拡大やESG先進企業と課題を抱える企業同士の対話設営等、サプライチェーン全体を通じたESG課題の解決に向けた有機的な連携の構築、波及効果の拡大を図りました。投資先企業とは、経営層を中心に持続的な成長と企業価値向上の観点からエンゲージメントを継続した結果、ESG課題に対する認識の共有が進みました。 【パッシブ運用のエンゲージメント/市場全体の底上げ】 市場全体の底上げを強化するため、パッシブ運用のエンゲージメント重点企業を増加させ、課題を抱えている企業のみならずサプライチェーン全体への波及効果を狙い、業界トップ企業やESG先進企業へのエンゲージメントも強化しました。また、重点企業以外の幅広い企業に対しても、ESG課題や議決権行使に関する意見交換等企業価値向上の観点からエンゲージメントを積極的に実施しました。不祥事発生企業に対しては、責任投資部と運用部門が連携を密にし、原因究明並びに株主価値への影響等早期把握に努めるとともに、パッシブ運用の重点企業として再発防止策の徹底とガバナンスの強化を促しました。 【Climate Action 100+への取組み】 気候変動問題について、グローバルの投資家が連携してエンゲージメントを行ないアジアティブClimate Action 100+に発足時より参画し、ロンドン拠点のESGスペシャリストとも連携しながら、本年度は国内対象企業全10社を含め、海外企業に対してもエンゲージメントを実施しました。</p> <p><今後の課題> 投資先企業の持続的な成長と企業価値向上を目的に、インベストメントチェーン各方面への働きかけを強化し、有機的な連携を深めながら効果的なスチュワードシップ活動を実施してまいります。</p>

原則	自己評価（2018年度）
5 議決権行使結果の公表と投資先企業の持続的成長に資する工夫	<p>議決権行使については、全ての保有株式について議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準（当社ウェブサイトに公表）に基づき、投資先企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた上で賛否判断を実施しております。尚、親会社等利益相反の観点から最も重要な会社の議案は、当社ガイドラインに基づき議決権行使助言会社からの助言を活用しております。議決権行使結果については、個別企業の議案毎の行使結果および全体の集計結果を四半期毎に当社ウェブサイトにおいて公表しております。</p> <p><本年度の取組み> 【議決権ミーティングの実施】 投資先企業と議決権行使について意見交換するミーティング（議決権ミーティング）を活発に実施しました。議決権行使結果をフィードバックするとともにコーポレートガバナンスへの問題意識、議決権行使の考え方、議決権行使ガイドラインの方向性等企業価値向上に向けたエンゲージメントを実施しております。本年度は、特に、コーポレートガバナンス・コードの改訂内容（①ESG情報開示の充実、②取締役会の多様性確保、③CEOの選解任・後継者育成・報酬決定プロセスの明確化、政策保有株式の縮減に向けた方針の開示、資本コストを意識した経営、⑥企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）や買収防衛策、不祥事等について議論を深めました。 【議決権行使ガイドラインの改定】 投資先企業とのエンゲージメントを通じた資本効率改善の実効性を高めるため、ROE基準の一部見直しを実施しました（2019年4月より適用）。</p> <p><今後の課題> コーポレートガバナンスに関連する法制度・諸規則の変更やそれらに対する議論を踏まえた議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準の適切な見直しを継続してまいります。また、当社ウェブサイトにおける議決権行使の賛否理由の説明の充実を図ってまいります。</p>
6 顧客・受益者への報告	<p>当社では、インベストメント・チェーンにおける直接のお客様である年金基金等アセットオーナーへの報告は、個別要請に基づき定期的を実施しております。また、議決権行使結果については、個別企業の議案毎の行使結果および全体の集計結果を四半期毎に当社ウェブサイトに公表しております。</p> <p><本年度の取組み> 【スチュワードシップ・レポートの作成】 当社のスチュワードシップ活動をインベストメント・チェーン全体で広くご理解頂くため、年次報告書として「アセットマネジメントOne スチュワードシップ・レポート2018」を作成し、エンゲージメント活動に活用しました。 【日本版スチュワードシップ・コード対応スチュワードシップ活動報告書（通称「スマート・フォーマット」）の策定】 コーポレートガバナンス・コードの改訂で新たに「原則2 6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」が追加されたことにより、アセットオーナーによる運用機関のモニタリングが強化され、運用機関からの報告の重要性がより一層増してくることを想定し、業界横断で運用各社のスチュワードシップ担当者が議論を重ね、日本版スチュワードシップ・コード対応スチュワードシップ活動報告書（通称「スマート・フォーマット」）を策定しました。 【エンゲージメント活動管理の高度化】 エンゲージメント活動の適切な把握・管理及び報告内容の充実に向けた基盤整備として、エンゲージメント活動管理ツールの高度化を図りました。</p> <p><今後の課題> スマート・フォーマットの普及に努めるとともに、スチュワードシップ・レポート等報告内容の更なる充実を図ってまいります。また、スチュワードシップ活動の更なる高度化に向け、引き続き積極的に基盤整備を行ってまいります。</p>
7 スチュワードシップ活動のための実力向上と自己評価の公表	<p>当社では、スチュワードシップ活動を専門に担当する責任投資部に資産運用業務に関する経験が豊富なベテランを配置し、運用部門のアナリストと連携を図るとともに、産学官連携等有機的な連携を構築することにより、投資先企業の課題解決を通じた企業価値向上への取組みを強化しております。尚、スチュワードシップ活動の自己評価については、当社ウェブサイト及びスチュワードシップ活動の年次報告書であるスチュワードシップ・レポートにおいて公表しております。</p> <p><本年度の取組み> 【実力を高める取組み】 責任投資部と運用部門との連携をより強化するとともに、人事部主催のESG勉強会等社内へのESG浸透を図りました。また、スチュワードシップ活動に係る各種外部団体（PRI、ICGN、ACGA、JSIFなど）や有識者から国内外の情報をタイムリーに入手するとともに、投資先企業を含む産業界はもとより広く官公庁や大学研究者等産官学全てにエンゲージメント活動のフィールドを拡大し、広い意味でのインベストメント・チェーンの有機的な連携の構築等スチュワードシップ活動の実効性向上を目的とした取組みを強化しました。 【当社経営陣との対話】 責任投資部員が当社経営陣と通常のESGミーティング形式でエンゲージメントを実施し、スチュワードシップ活動の強化に向けた課題の洗い出しを行いました。その後策定した中期経営計画では、ESG/SDGsへの取組みをより明確化するとともに、気候変動に対する当社の取組みを対外的に示すため、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース：効率的な気候関連財務情報開示を企業等へ促す取組み）への賛同を表明しました。 【対外活動等】 経済産業省、環境省主催の各種協議会に委員やオブザーバーを派遣するとともに、社会・環境課題をテーマに大学研究者や他の投資家と本邦のスチュワードシップ活動やESG課題について意見交換を行いました。また、年金セミナーの開催を通じて、アセットオーナーに対し当社スチュワードシップ活動に対する理解浸透を図りました。</p>

原則	自己評価（2018年度）
7 スチュワードシップ活動のための実力向上と自己評価の公表	<p>【自己評価の公表】</p> <p>2017年度の自己評価結果を当社ウェブサイト及びスチュワードシップ活動の年次報告である「アセットマネジメントOne スチュワードシップ・レポート2018」において公表いたしました。2018年度の自己評価結果も同様に公表する予定です。</p> <p>運用機関のエンゲージメント活動について投資先企業に対して行うアンケート調査（調査対象：資産運用会社101社、アンケート回答者：東証一部上場企業 I R 担当者）において、2017年に続き2018年も総合評価 1 位を獲得しました。</p> <p>2018年のPRI年次評価では、会社全体の方針や体制を評価する「戦略及びガバナンス」についてA+という最高評価を獲得しました。</p> <p><今後の課題></p> <p>資産運用業務に関する経験豊富な人材の配置など継続的な経営資源の投入を通じ、社会・環境問題等中長期的な視点からの適切な課題把握に努め、投資先企業の持続的な成長と企業価値向上を促す取組みを継続してまいります。</p>

なお、スチュワードシップ活動に関する自己評価の詳細版につきましては、こちらをご参照ください。
 (http://www.am-one.co.jp/img/company/15/20190528_stewardship_details.pdf)

以上

【アセットマネジメントOneについて】

アセットマネジメントOne株式会社は、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社（以下、総称して「統合4社」）が統合し、2016年10月1日に発足した資産運用会社です。「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域における運用資産残高は約52兆円と国内有数の規模を誇ります。

統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、資産運用のプロフェッショナルとして、グローバル運用リサーチ体制に支えられた伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略等、個人投資家や機関投資家の多様な運用ニーズに対し、最高水準のソリューションの提供をめざします。

HP： <http://www.am-one.co.jp/>

運用資産残高は2019年3月末時点。

商号等 / アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号

加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会